

認定申請手数料等について（建築行為を伴わない既存住宅）

令和4年10月01日改正

長期優良住宅維持保全計画の認定申請にあたっての手数料等は下記のとおりです。
認定申請に先立ち、登録住宅性能評価機関による長期使用構造等であるかの確認を受けた場合は、認定申請手数料が減額されます。
その際には、登録住宅性能評価機関で交付された確認書又は既存住宅性能評価書（長期使用構造等であるかの確認を行い、その結果を同評価書に記載したものに限る）の添付が必要です。

・長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料

表1

住宅の種類・床面積	認定申請手数料（棟単位）		
	登録住宅性能評価機関による長期使用構造等であるかの確認を受けた場合 （確認書又は既存住宅性能評価書あり）	左記以外の場合	
一戸建ての住宅	13,000円	85,000円	
共同住宅等	500㎡以内	25,000円	194,000円
	500㎡を超え1000㎡以内	42,000円	306,000円
	1000㎡を超え2500㎡以内	78,000円	599,000円
	2500㎡を超え5000㎡以内	118,000円	1,068,000円
	5000㎡を超え10000㎡以内	173,000円	1,832,000円
	10000㎡を超え20000㎡以内	300,000円	3,384,000円
	20000㎡を超え30000㎡以内	386,000円	4,832,000円
30000㎡超え	451,000円	5,919,000円	

・長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料

表2

住宅の種類・床面積（変更後）	認定申請手数料（棟単位）		
	登録住宅性能評価機関による長期使用構造等であるかの確認を受けた場合 （確認書又は既存住宅性能評価書あり）	左記以外の場合	
一戸建ての住宅	6,500円	42,500円	
共同住宅等	500㎡以内	12,500円	97,000円
	500㎡を超え1000㎡以内	21,000円	153,000円
	1000㎡を超え2500㎡以内	39,000円	299,500円
	2500㎡を超え5000㎡以内	59,000円	534,000円
	5000㎡を超え10000㎡以内	86,500円	916,000円
	10000㎡を超え20000㎡以内	150,000円	1,692,000円
	20000㎡を超え30000㎡以内	193,000円	2,416,000円
30000㎡超え	225,500円	2,959,500円	

・地位の承継の承認申請手数料

住宅の種類、面積に関わりなく、**2,200円**

長期優良住宅認定制度に関するお問い合わせ・申請窓口は

草加市 都市整備部 建築安全課 TEL 048-922-1949 FAX 048-922-3148